

第9回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和2年1月9日（木）

農村環境改善センター 農事研修室

第9回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年1月9日(木)

2、開催場所 農村環境改善センター農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 齋藤重幸

4、出席委員(16名)

1番 加藤岡一弘

2番 内山充弘

3番 中村和敏

4番 積田敏春

5番 川嶋一美

6番 林千佳夫

7番 榎澤正治

8番 板倉小百合

10番 梅原英男

11番 若菜義人

12番 志賀典夫

13番 齋藤重幸(会長)

14番 布施和彦(職務代理者)

15番 鵜澤英夫

16番 今関喜明

17番 蔭山秀男

5、欠席委員(1名)

9番 内海亮一

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~5)

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(整理番号1)

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1~2)

第6 議案第4号 農地法第52条の規定による情報の提供について
(賃借料情報)

第7 議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第8 議案第6号 農用地利用配分計画案の作成について
(農地中間管理事業)

- 第 9 議案第 7 号 大網白里市農業委員会処務規程の一部改正について
- 第 10 議案第 8 号 大網白里市農業委員会電子署名規程の廃止について
- 第 11 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
(整理番号 1)
- 第 12 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
(整理番号 1)
- 第 13 報告第 3 号 軽微な農地改良の届出について
(整理番号 1)
- 第 14 報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号 1～3)
- 第 15 報告第 5 号 転用事実確認証明について
(整理番号 1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	北山正憲	主査	佐久間賢治
主任書記	千葉利憲	書記	内野孝則

◎開 会

○議長 ただいまから、第9回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中16名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

なお、本日、内海亮一委員から所用のため欠席の旨連絡がありましたので、報告いたします。

(午後 3時02分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は、議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

今関喜明委員、積田敏春委員の両名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の佐久間主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～3)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は、5件予定されております。本来は一括審議を行うところですが、整理番号4の案件につきましては、中村和敏委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には退室していただくことになります。

また、整理番号5の案件につきましては、農業経営の開始に伴う案件ですが、農地法第3条第2項第5号で規定している下限面積の50アールを満たしていないことから、議案第5号 大網白里市農地利用集積計画の作成について、整理番号1及び2と一括審議をお願いしたいと思います。

つきましては、議案第1号の整理番号1から3を一括審議を行い、その後、整理番号4について審議をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことですので、それでは、事務局から議案第1号の整理番号1から3の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の1ページをごらんください。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては議案書のとおりでございます。

それでは、整理番号1。申請地は、駒込字深田の現況地目、畑が1筆、面積958平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A3判横の図面の①に、1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA4判縦の1ページから2ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、柳橋字前田の地目、田が1筆、面積935平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A3判横の図面の②に、1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の3ページから4ページとなります。

次に、整理番号3。議案書は2ページになります。

申請地は、南今泉字前川並びに北今泉字南浜戸及び南上ノ台の地目、田が3筆、畑が3筆、合計面積8,072平米を贈与により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A3判横の図面の③に、1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の5ページから17ページとなります。

以上、整理番号1から3につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告を

お願いいたします。

それでは、整理番号1及び2の案件について、布施和彦委員、よろしく申し上げます。

○布施委員 まず最初に、整理番号1について調査報告をいたします。

理由につきましては、事務局説明のとおりです。

昨年12月27日に権利者にお会いし、現地を確認しました。また、義務者については、遠方のため電話で、息子さんに、聞き取りを行いました。息子さんの話ですと、5、6年前から草刈りをお願いしていたということなんですけれども、そういった中で、近くにおりました権利者から使わせてもらえないかという話がありまして、お願いをしたと。それで1年ぐらい様子を見ていたところ、きれいに管理をしてくれているということで、ほっとしていたということです。そうした中で、権利者のほうから譲ってほしいというお話がありましたが、これなら大丈夫だと思い、譲ることにしたそうです。

現地は既に野菜が栽培されておりまして、権利者のお話によりますと、前、荒れてて危険でしたから、譲ってほしいという話をさせてもらったということでもあります。

権利者につきましては、トラクター、耕運機、そろっておりました。

慎重審議よろしくお願いいたします。

それでは、整理番号2について調査報告を引き続き行います。

理由につきましては、事務局説明のとおりでございます。

この案件につきましても、昨年12月27日、権利者及び義務者を訪問して現地を確認しました。

現地につきましては、詳細資料3ページに公民館がありますけれども、その近くで、枯草が繁茂している状況でした。

権利者については、直接お会いして話はできなかったのですが、本人と電話で確認しました。義務者から話がありまして、柳橋の近くでやはり耕作をしているということで、今回、何とかしてほしいというお話があったため、そばや農作物の作付を検討したいというお話がありました。

また、義務者につきましては、10年来荒れ地になってしまい困っており、いろいろ耕作をしている人を探していたそうです。そして今回、近くで耕作をしていた権利者にお話ししたところ、引き受けるということで、今回のお話になったということです。

権利者は農機具がそろっております。

慎重審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3の案件について、加藤岡一弘委員、よろしくお願いいたします。

○加藤岡委員 整理番号3についてご報告申し上げます。

理由としては、事務局の説明どおりです。

調査は、12月30日に行いました。義務者は遠方なのでお電話で、権利者には直接お会いして確認いたしました。義務者と権利者はもともと本家、分家の関係で、農地は以前より権利者が耕作、管理していたそうです。そのようなことから、両親が高齢になったことでこのような話があり、今回、申請に至ったということです。

権利者は農機具等そろっており、何ら問題ないと思いますが、慎重なご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から3について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から3について、順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号3は原案のとおり決定されました。

◎議案第1号（整理番号4）

○議長 続きますして、議案第1号、整理番号4の案件について審議いたします。

整理番号4の案件につきましては、中村和敏委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

（中村和敏委員 退室）

○議長 それでは、事務局から整理番号4の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、整理番号4です。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、長国字下谷の地目、田が1筆、面積1,018平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A3判縦の図面の②に1-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の18ページから20ページとなります。

以上、整理番号4につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号4の案件について、内山充弘委員、よろしくをお願いいたします。

○内山委員 議案第1号、整理番号4について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

昨年12月27日に、電話にて義務者、権利者に話を伺いました。義務者は代がわりをして申請地が遠方のため耕作が困難であり、農地を手放したいとのことでした。権利者は申請地の近くに住まれており、水稻を中心に経営をされている農家で、農機具も整っておりますことから、今後は耕作地をふやしたいという意欲的な農業者です。

そこで、申請地の近くで耕作している権利者に義務者が相談したところ、隣接地なので耕

作もしやすく、耕作面積をふやしたい考えから、今回の申請に至っております。

申請地は、昨年12月28日に現地を確認しました。農機具でうなえば、すぐ耕作できる状態でした。

慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号4について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号4について採決いたします。

議案第1号の整理番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号4は原案のとおり決定されました。

ここで、中村和敏委員を入室させてください。

(中村和敏委員 入室)

◎議案第2号(整理番号1)、議案第3号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本日、審議いただく議案第2号、整理番号1の案件は、日程第5、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1の案件と関連がありますので、議案第2号の整理番号1と議案第3号の整理番号1の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、議案第3号の審議に入ります。

事務局から議案第2号、整理番号1と議案第3号、整理番号1については一括して、続いて、整理番号2について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書 4 ページ及び 5 ページをごらんください。

議案第 2 号、整理番号 1 及び議案第 3 号、整理番号 1 について関連がありますので、一括して説明させていただきます。

本案件は、自己所有地とあわせ、隣接土地を買い受け、長屋住宅用地に転用しようとするものであります。

申請者及び権利者、義務者につきましては、議案書のとおりです。

案件の位置につきましては、A 3 判横の図面の①に 2-1、3-1 と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A 4 判縦の 27 ページから 39 ページになります。

議案第 2 号、整理番号 1 の申請地、大網字笹塚の現況地目、畑が 2 筆、合計面積 790 平米と議案第 3 号、整理番号 1 の申請地、大網字笹塚の現況地目、田が 3 筆、合計面積 958 平米を所有権移転し、全面積 1,748 平米を長屋住宅用地にしようとするものでございます。

建築物の概要は、長屋住宅が 1 棟で、木造 2 階建て、建築面積は 465 平米と自転車置場 2 棟、建築面積は 22.73 平米でございます。

事業を行う理由につきましては、生活設計のため、賃貸物件として計画したそうです。

次に、転用許可基準となります立地基準でございます。

議案第 2 号、整理番号 1 の申請地は、農振農用地区域外の農地で、第 3 種農地と第 2 種農地に該当すると思われ、議案第 3 号、整理番号 1 の申請地は農振農用地区域外の農地で、3 筆とも第 2 種農地に該当すると思われ。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画につきましては、資金計画書及び金融機関の残高証明書及び融資見込み証明書が添付されており、自己資金及び融資資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は砕石にて埋め立てし、整地を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに南側の水路へ放流する計画となっております。

なお、排水を放流するに当たり、両総土地改良区、小中川土地改良区及び地元区の排水同

意書が添付されております。

これらの計画内容から土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請書等必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

続きまして、議案第3号、整理番号2です。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりです。

案件の位置につきましては、A3判横の図面の①に3-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の40ページから91ページになります。

申請地は、上貝塚字七兵工屋敷の地目、畑が1筆の面積3,031平米を所有権移転し、建売分譲住宅用地に転用しようとするものです。

なお、隣地の地目、山林部分も含めた開発であり、全体開発面積は5,005平米となっております。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。申請地は農振農用地区域外の第3種農地に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は山砂により埋め立てをし、周囲にコンクリートブロックを2段積みにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、污水及び雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水とともに区域内新設側溝を通じて西側の市道側溝に接続する計画となっております。これらの計画内容から土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請書等必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局からの議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、議案第2号、整理番号1及び議案第3号、整理番号1の案件について、梅原英男委員、よろしくお願いいたします。

○梅原委員 それでは、議案第2号、整理番号1と議案第3号、整理番号1は関連がございますので、一括して調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。

まず、この案件につきましては、去る1月6日、月曜日に蔭山委員さんと一緒に権利者と現地で立ち会いを行いまして、その状況を調査してまいりました。

その結果、申請地は市街化調整区域でございます。大網バイパスに近く、さらに周囲三方が住宅に囲まれた土地でございます。また、事業計画につきましては、計画面積1,748平米、そのうち958平米で、これを宅地といたしまして、砕石で埋立を行い、賃貸による鉄骨造2階建て、長屋住宅を1棟、16戸分、これを建設しようとする計画でございます。

なお、事業計画では、駐車場及び自転車置場が予定されており、汚水につきましては、合併浄化槽を設置して、雨水ともども南側に隣接する水路に放流する計画でございます。

さらに、申請地に隣接する地権者の全てにこの事業計画を個々に説明をした上、地権者のほうからは了承を得ていると、このようなご説明でございました。

また、義務者につきましては、2人の共有持ちということで、あらかじめ1月5日、日曜日に自宅へ伺いまして確認をいたしましたところ、この2人は親子でございました。母親のほうは現在体調がすぐれないということで、これまで知り合いにお願いをして耕作してございましたけれども、昨年田んぼが返されてしまい、今後、田んぼを耕作するめどがたっていなかった。そのような説明を受けたところでございます。そんなときに、田んぼを譲ってほしいと、このようなお話がございましたので、この際、譲渡する、そういった経緯をしたとのごことでございました。

そのようなことから、権利者に所有権を移転することについては間違いないと、そのようなご返事をいただいたところでございます。

以上が今回の調査結果でございます。特に問題点等は確認できませんでしたので、支障はないものと思われましても、皆様方の慎重ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、議案第3号、整理番号2の案件について鶴澤英夫委員、よろしくお願いいたします。

します。

○鵜澤委員 議案第3号、整理番号2について調査報告をいたします。

申請理由については、事務局の説明のとおりでございます。

調査に当たりますには、今関委員さんと2人で権利者及び義務者にお会いし、また、現地を確認してまいりました。

権利者の話によりますと、義務者のほうから申し込みがありましたので、売買契約をいたしました。

権利者は、この土地に15棟の建売分譲住宅及び5棟の宅地分譲を計画したとのことですが、実行に至っては、この土地に土盛りをし、回りにはブロックを積んで土砂の流出を防ぎ、また、生活雑排水は既存のU字溝に流し、水路に排水するそうです。

また、関係各位には承諾していただいております。

現地を見ますと、回りには水田や畑もなく、迷惑がかかるような問題はないと思われま

す。その後、義務者に会い、確認しましたところ、間違いはないということでありました。

以上のことから、委員の皆さんの慎重審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号、整理番号1と議案第3号、整理番号1から2の案件について一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1と議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1の案件については関連がありますので一括採決いたします。

その後、議案第3号、整理番号2について採決いたします。

議案第2号、整理番号1及び議案第3号、整理番号1の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1及び議案第3号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第3号、整理番号2の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号2は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1及び議案第3号、整理番号1から2の案件につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎議案第4号（賃借料情報）

○議長 次に、日程第6、議案第4号 農地法第52条の規定による情報の提供についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第4号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをごらんください。

議案第4号でございます。

本案は、農地の貸し借りをしようとする場合の目安となる賃借料について、令和2年1月から賃借料情報を提供するため、お諮りするものでございます。

内容につきましては、佐久間主査から説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、議案書の6ページをごらんください。

議案第4号 農地法第52条の規定による情報の提供についてでございます。

本議案は、令和2年1月から賃借料情報を提供するため、お諮りするものでございます。

賃借料は、昨年1月から12月までの1年間における、農地法第3条による農地の賃貸借や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により、実際に締結された賃借料のデータをもとにして、10アール当たりの賃借料の平均金額、最高額、最低額を算出しております。

まず、田の部ですが、賃借料につきましては、農業振興地域の農用地区域内の場合、320のデータをもとにした平均額は1万8,300円、農用地区域外の場合、52のデータをもとにした平均値は1万8,300円となります。参考といたしまして、大網白里市全域の平均額も1万8,300円となります。

次に、畑の部ですが、賃借料につきましては、大網白里市全域で36のデータをもとにした平均額は9,500円となります。なお、賃借料を物納している事例につきましては、コシヒカリ60キログラム当たり1万4,160円で換算して算出しております。

A 4 横の大網白里市賃借料情報の参考をごらんください。

今回、算出した賃借料につきましては、前年の金額と比較すると、田の部は1万8,200円から1万8,300円、畑の部は9,400円から9,500円とほぼ横ばいに推移しております。この賃借料情報につきましては、農地の貸し借りをしようとする場合の目安として提供するもので、拘束力はなく、実際の契約の際には、契約当事者間でよく協議した上で締結していただくこととなります。

次に、今後の予定につきましては、本総会におきまして賃借料情報の承認をいただくことができましたら、広報の2月号に掲載させていただきたいと考えております。

また、市のホームページにつきましては、今月中に掲載させていただいて、周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第4号 農地法第52条の規定による情報の提供についてを採決いたします。

議案第4号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第5号(利用権設定)、議案第1号(整理番号5)、議案第6号(農地中間管理事業)

○議長 次に、日程第7、議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から20の案件を一括して議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第5号の整理番号1及び2の案件は、議案第1号、整理番号5と関連があり、また、整理番号20の案件は、板倉小百合委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には退室

していただくこととなります。

つきましては、整理番号1から19の案件を先行して審議をお願いしたいと思います。

さらに、本日審議いただく議案第5号の整理番号18及び19の案件は、日程第8、議案第6号 農用地利用配分計画案の作成についてと関連がありますので、議案第5号と議案第6号の案件を一括して上程し、審議をお願いと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第1号、整理番号5及び議案第5号、整理番号1から19、並びに議案第6号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをごらんください。

議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書の8ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明させていただきます。

利用権の設定を受ける者15人、利用権の設定をする者19人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が108筆で合計面積10万2,678.07平米、畑が5筆で、合計面積6,157平米、田、畑をあわせた合計面積は10万8,835.07平米でございます。

続きまして、9ページをごらんください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

今回の契約の種別は、新規契約が9件、更新契約が11件でございます。

続きまして、10ページをごらんください。

農用地利用集積計画でございます。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

まず、整理番号1及び2につきましては、議案第1号、整理番号5と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

それでは、議案書は戻りまして、3ページをごらんください。

議案第1号、整理番号5です。

申請地は、永田字北中原及び富田字柵の地目、畑が4筆、合計面積2,160平米を無償による使用貸借権設定をしようとするものでございます。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

理由につきましては、借受人は農業経営を開始するため、貸付人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A 3判横の図面の①に1-5と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A 4判縦の21ページから26ページとなります。

続きまして、議案書の10ページをごらんください。

議案第5号、整理番号1です。

所在地は永田地内の地目、畑が1筆の面積1,263平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは無償であり、契約の種別は新規です。

次に、整理番号2。所在地は星谷地内の地目、畑が2筆、合計面積3,269平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは無償であり、契約の種別は新規です。

この利用集積の設定により、議案第1号、整理番号5につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上となりますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

次に、整理番号3。所在地は大網地内の地目、畑が1筆、面積1,276平米のうち300平米です。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万2,000円、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号4。所在地は大網地内の地目、田が7筆、合計面積6,153平米です。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ90キログラム、契約の種別は更新です。

次に、整理番号5。所在地は清名幸谷地内の地目、田が1筆、面積178平米です。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新です。

次に、整理番号6。所在地は清名幸谷地内の地目、田が3筆、合計面積4,478平米です。

今回の利用集積の設定期間は5年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は更新です。

次に、整理番号7。所在地は富田地内の地目、田が18筆、合計面積1万7,653平米です。

今回の利用集積の設定期間は1年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は更新です。

次に、整理番号 8。所在地は富田地内の地目、田が 1 筆、面積282平米です。

今回の利用集積の設定期間は 3 年、対価の支払いは金納であり、全面積で1,000円、契約の種別は更新です。

次に、整理番号 9。所在地は大網及び富田地内の地目、田が 7 筆、合計面積7,053平米です。

今回の利用集積の設定期間は 3 年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号10。所在地は大網及び富田地内の地目、田が 6 筆、合計面積4,064平米です。

今回の利用集積の設定期間は 3 年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号11。所在地は大網地内の地目、田が13筆、合計面積4,105.07平米です。

今回の利用集積の設定期間は 3 年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号12。所在地は四天木地内の地目、田が 2 筆、畑が 1 筆の合計面積4,726平米です。

今回の利用集積の設定期間は 3 年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ 1 等米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号13。所在地は四天木地内の地目、田が 7 筆、合計面積5,291平米です。

今回の利用集積の設定期間は 6 年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号14。所在地は四天木地内の地目、田が 5 筆、合計面積 1 万1,664平米です。

今回の利用集積の設定期間は 6 年、対価の支払いは物納であり、小字神明については、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、小字南新田については、10アール当たりコシヒカリ 1 等米90キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号15。所在地は南玉及び池田地内の地目、田が12筆、合計面積8,460平米です。

今回の利用集積の設定期間は 3 年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ 1 等米90キログラム、契約の種別は更新です。

次に、整理番号16。所在地は池田地内の地目、田が 1 筆、面積1,021平米です。

今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新です。

次に、整理番号17。所在地は金谷郷地内の地目、田が1筆、面積846平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ60キログラム、契約の種別は新規です。

次に、整理番号18及び19につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地中間管理機構であります公益社団法人千葉県園芸協会が借り受けることを目的に利用権を設定するものでございます。

整理番号18の所在地は清名幸谷及び上谷新田地内の地目、田が10筆、合計面積9,804平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、全面積でコシヒカリ1等米600キログラム、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号19。所在地は九十根地内の地目、田が6筆、合計面積9,365平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム相当額、契約の種別は新規であります。

以上、整理番号1から19の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

続きまして、整理番号18及び19に関して、当該農地を公益社団法人千葉県園芸協会より借り受ける借り手につきましては、次の議案第6号になります。

議案書の16ページをごらんください。

議案第6号 農用地利用配分計画案の作成についてでございます。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

今回は、1件の農用地利用配分計画となります。

議案書の18ページをごらんください。

表の上段に、公益社団法人千葉県園芸協会から農地を借り受けて耕作を行うものの氏名、住所が記載されております。

次に、19ページをごらんください。

権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されております。先ほど説明をいたしました議案書、14ページの整理番号18及び19と同じ内容となっております。

最後に、議案書の22ページをごらんください。

耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されております。

説明は以上であります。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。関連して新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

また、整理番号18及び19につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び農業振興課の4者により農地の貸し借りについて既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申し合わせがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、議案第1号、整理番号5及び議案第5号、整理番号1から3の案件について、積田敏春委員、よろしくをお願いいたします。

○積田委員 それでは、議案第1号、整理番号5について調査報告を申し上げます。

理由につきましては、事務局の説明のとおりです。

1月4日に現地確認し、権利者からの聴取、1月3日に義務者から聴取しました。権利者は17年ほど前に成東でイチゴの栽培を、イチゴの品種改良を始め、15年ほど前から居住地である当地で、義務者の父親から土地を借りて、イチゴの栽培及び自分で品種改良したイチゴ苗の販売を主に行っています。

面積が少なくて農家資格はございませんけれども、農業申告は15年来続けているということです。前職、農業を始める前は、千葉県の育種研究所にお勤めだったそうです。当地で農業を始め、イチゴ栽培を始める際に、知人からの紹介で義務者の父親から土地を借りて始めた。そして義務者は、現在農業はしておらず、田も全て貸してしまっているということで、無償でも荒れるよりはいいだろうというお考えのようです。

権利者は妻とパートさん、繁忙期にはパートで営農をし、最近は週末息子さんが手伝いに来ているとのこと。

権利者の開発したイチゴ、「真紅の美鈴」というんですけども、これは市の特産品になっておりまして、市の農業振興課かな、パンフレットにもものっています。一般的な価格、イチゴの価格よりも2、3割高く販売されているようです。

また、権利者は種から育てられるイチゴの種も開発、通常イチゴというのは苗で栽培するようなんですけれども、種から育てられるイチゴの種が開発できたということで、現在特許

申請中ということで、また将来市の特産品がふえるという可能性もございます。

権利者は台風15号で被災して、イチゴハウス2棟を被災し、全損となりました。栽培用のハウスについては、32ミリ管で建てかえを終わっていましたが、育苗用のハウスについてはまだ手つかずという状況でございます。

ハウスの復旧には多額の費用がかかることや、開発したイチゴの販売、さらにはイチゴ苗の販売状況が良好なことと、息子さんが最近手伝いに来て、将来的な可能性もちょっと出てきたのかということで欲が生まれて、ここで事業の拡張を図りたいということで、農家資格の取得を今回目指すということで一連の申請になったものです。

議案第5号、整理番号1について、これは1月4日に貸付人から聴取して現地確認いたしました。貸付人は、借受人が当地でイチゴ栽培を開始したところからのイチゴのお客さんだと。そして最近では、借受人も高齢になってきてトラクターによる作業を委託しているというような話もございました。

貸し付け対象の畑は、貸付人が耕作できずにトラクターでうなってきた土地であるので、耕作はすぐに可能な状況にあります。耕作してくれるのであれば、そういうことで今までの経緯もあるので、無償で貸したというような話です。

そして、整理番号2についても同様に、1月4日に現地調査と聴取を行いました。

以前、借受人の知り合いが東京からやはりイチゴ栽培をしたいということで話が合ったようなんですが、その部分に当たっていた地主さんだったそうです。それで今回、その孫の土地を貸してくれるということです。やはり貸付人さんの家から、家は山辺地区ということで結構現地から離れていますので、維持管理しかできなかったということで、使ってくれるならということで無償で貸したということです。

基本的に整理番号1と2の土地については、主としてイチゴ苗の栽培、イチゴの品種改良のための試験栽培用地、要するにどちらかという栽培はするためにハウスという高額な土地が必要なんですけれども、とりあえずイチゴ苗と栽培用の種栽培、特許がとれてませんけれども、そういうものがなつたときに活用できるということでございます。

当地での営農実績も15年以上あります。年齢的にはという問題もございますけれども、実際営農実績は問題ないと思いますので、慎重なご審議お願いいたします。

続きまして、議案第5号の整理番号3について、1月4日に現地の調査確認を行って、借受人並びに貸付人から聴取しました。借受人と貸付人は親戚関係でございます。昨年8月に本件と同じ借受人と貸付人間で、これもイチゴなんですけれども、イチゴ栽培用のハウス建

設のため、本件の隣地に利用権の設定をしております。借受人はこの場所が、旧国道の隣接地という立地がいいもので、イチゴの店頭販売をしたいということで、地主さんに相談して、地形が悪いとか、そういう部分もございましたので、追加で今回の土地を借りるようなことになったということです。

ただ、いずれにせよ貸付人はもう老齢で、実際のところトラクターによる維持管理しかできないと。借受人は前からほかの場所でもイチゴの栽培をしているということで、前例もございますので、何ら問題ないということであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号13及び14の案件について、川嶋一美委員、よろしくお願ひいたします。

○川嶋委員 それでは、整理番号13、14についてご説明申し上げます。

事務局の説明のとおりですが、昨年12月28日に話を伺ってきました。借受人は認定農業者で農機具がそろっており、問題はないかと思いますが、委員の皆様の慎重審議をよろしくお願ひします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号17の案件について、若菜義人委員、よろしくお願ひいたします。

○若菜委員 それでは、農用地利用集積計画、整理番号17について、調査報告をいたします。

内容については、ただいま事務局が説明したとおりでございます。

調査は、昨年12月27日及び12月28日に借受人、貸付人双方に電話で調査を行いました。貸付人、借受人の両方の方の農業経営、この場所はよく私は存じておりますので、電話で調査させていただきました。

借受人、貸付人の話によると、昨年秋の台風15号及び19号の災害で、ここに建てていたハウスが倒壊してしまったので、今まで正規に手続を行っていなかったということで、今回のこの手続を行うとのことでした。

このハウスは私も知っていますけれども、育苗用ハウスということで使っております。

借受人の方は大型の機械も所有しておりますし、大規模に農業を行っている方でございます。

以上のような調査結果でした。

慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号5及び議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から19並びに議案第6号 農用地利用配分計画案の作成につきまして一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

はい。

○布施委員 整理番号13と14の案件ですけれども、コシヒカリ1等米というわけで、これはいいんですけれども、借受人のほうの基本的な考え方が60キログラムという中で、下の南新田のほうは耕作条件がよいので90キログラムというふうなことで話をしているのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長 川嶋委員。

○川嶋委員 そういうふうなことだと思います。

○議長 よろしいですか。

○布施委員 はい。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

はい、林委員。

○林委員 事務局にちょっとお尋ねしたいんですが、まず、借受人の年齢、それから設定ですね、例えば10年と長くなりますと、年齢制限というのはあるんでしょうか。

例えば90歳で10年借りるとか、80歳で、年齢的な制限というのは。

○事務局 よろしいでしょうか。

○議長 はい。

○事務局 特に農業を営む上で年齢制限、こういった契約の中に年齢制限はありません。

○林委員 ない。

○事務局 はい。あと期間についても、特に何歳だから幾つまでよというのは特にはないです。

○林委員 そうですか。

○事務局 相対で話し合ってもらって、中には最近ですと、1年とか3年とか短く設定されている方もいますが、特に制限はないです。

○議長 よろしいですか。

○林委員 はい。

○議長 ほかに希望者ありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ、質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号20の案件について、審議に入ります。

整理番号20の案件につきましては、板倉小百合委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(板倉小百合委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号20の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の15ページをごらんください。

整理番号20。農地の所在は細草地内の地目、田が8筆、合計面積8,860平米です。

今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員から調査報告をお願いいたします。

それでは、内山充弘委員、よろしくをお願いいたします。

○内山委員 それでは、整理番号20について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

譲受人と譲渡人は、同じ地区に住まわれている農家です。譲受人は専業農家で水稲、野菜の作付を行っている意欲的な農業者です。農機具も整っております。

譲渡人は農業者ですが、高齢で現状規模での経営が困難になり、耕作してくれる人に農地を貸したいとのことでした。そこで譲受人に相談をしたところ、近くに自己所有の耕作地があるので管理もしやすく、耕作面積をふやしたい考えがあったことから、今回の申請に至っております。

申請地は、すぐ耕作に入れる状態です。問題はないと思われませんが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号20の案件につきまして質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております案件について一括採決いたします。

ただいま議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号5及び議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から20並びに議案第6号 農用地利用配分計画案の作成についてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5及び議案第5号並びに議案第6号の案件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで板倉小百合委員を入室させてください。

(板倉小百合委員 入室)

◎議案第7号

○議長 次に、日程第9、議案第7号 大網白里市農業委員会処務規程の一部改正についての案件を議題といたします。

それでは、事務局から議案第7号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書は23ページになります。

議案第7号でございます。

本案は、大網白里市農業委員会処務規程のうち、第2条の文言の整理並びに第7条第9号を農地法の一部改正に伴い、条項、号をあわせるものであります。

参考として、A4判横の別冊で左上に議案第7号参考資料と記載された新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の左側が改正後、右側が改正前であり、赤字部分が改正内容になります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第7号 大網白里市農業委員会処務規程の一部改正についてを採決いたします。

議案第7号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第8号

○議長 次に、日程第10、議案第8号 大網白里市農業委員会電子署名規程の廃止についての案件の議題といたします。

それでは、事務局から議案第8号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書は24ページになります。

議案第8号でございます。

本案は、電子署名を利用するための国による電子文書交換システムのサービスが終了したことから廃止するものであります。

電子署名とは、紙の書類に押印する印鑑やサインのような役割を持ち、その書類が正式なものであり、かつ改ざんされていないことを証明するものであって、本規則は電子署名に関し必要な事項を定めたものであります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第8号 大網白里市農業委員会電子署名規程の廃止についてを採決いたします。

議案第8号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告

○議長 次に、日程第11、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第12、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第13、報告第3号 軽微な農地改良の届出について、日程第14、報告第4号 農地の転用事実に関する照会について、日程第15、報告第5号 転用事実確認証明についてを一括して報告いたします。

報告事項にかかわる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の25ページをごらんください。

報告第1号でございますが、議案書のとおり1件の届出がございました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから届出があったものでございます。

農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の26ページをごらんください。

報告第2号でございますが、議案書のとおり、1件の届出がございました。

届出の内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地の届出地を専用住宅用地として所有権移転をしようとするものでございます。

農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書27ページをごらんください。

報告第3号でございますが、議案書のとおり、1件の届け出がありました。

内容につきましては、市街化調整区域内にある田に盛り土を行うものでございます。

農地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、届出書は受理しております。

次に、議案書の28ページから29ページをごらんください。

報告第4号でございますが、議案書のとおり3件の照会がございました。法務局より照会がありましたので、申請地を農業委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、土地の東側は樹木が生えており、西側は資材置場として使用された跡がありました。平成7年の航空写真でも非農地の状況であり、昭和58年より宅地として課税されていることから、非農地として回答しております。

整理番号2は、人為的にマキ等を植樹したと思われ、外観上は山林に近い様相を呈しており、通常、農家が保有している耕運機やトラクター等の農業機械では、再び農地として耕作することは困難であります。バックホウ等の重機を使えば、再び農地として耕作することが可能な土地であり、かつ農業振興地域の農用地区域内であることから、農地として維持していく必要のある区域であることから、農地として回答しております。

整理番号3は、昭和59年8月20日付けで農地法第5条の許可を受け、道路用地として利用されておりました。平成7年の航空写真でも、道路用地として利用されていることから、非農地として回答しております。

各土地の所在地、申請者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

次に、議案書の30ページをごらんください。

報告第5号でございますが、議案書のとおり、1件の証明願いがございました。

この証明願は農地法第4条又は第5条の許可後、法務局へ地目変更登記申請をするに当たり、目的どおり転用したことの農業委員会の証明を受けるものです。この証明願が提出されましたので、農業委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、目的どおり道路用地として整備されておりました。

このようなことから、申請者へ事実に相違ない旨の通知を行いました。

土地の所在地や申請者等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から、報告第1号から第5号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

今関委員。

○今関委員 報告第1号、整理番号1については、いっぱい筆数がありますが、トータル面積というのは書かないんですか。

○議長 はい、事務局。

○事務局 今関委員さんからの質問ですが、特に報告事項につきましては、合計の面積のほうは記載をしております。

以上です。

○今関委員 はい、ありがとうございました。余談でした。終わります。

○議長 ほかにありますか。

ございませんか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

特に発言がないようですので、日程第11から日程第15までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、ご連絡等があれば、各委員または事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局からは特にございません。

○議長 各委員の方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 特にないようでしたら、本日本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第9回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時26分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 1月 9日

農業委員会長

齋藤重幸

署名委員

今関 幸男(印)

署名委員

積田 敏春